

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

## 2020年5月

JBS Newsletter  
2020年7月2日

### Contents

#### 税務法規

- ▶ 「西部大開発に係る企業所得税政策の継続に関する公告」(財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会公告[2020]23号) (“23号公告”)
- ▶ 「公益性寄付金の損金算入に関する事項についての公告」(財政部、国家税務総局、民政部公告[2020]27号) (“27号公告”)

#### 商務法規

- ▶ 「『中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおける国際的に一流のビジネス環境整備の全面的深化に関する实施方案』の公布に関する通知」(滬自貿臨管委[2020]143号) (“143号通知”)
- ▶ 「海外機関投資家の国内証券先物投資資金管理規定」(中国人民銀行、国家外貨管理局公告[2020]2号) (“2号公告”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2020年05月の発行状況は以下の通りです。

▶ 2020年 05月05日	第2020017号
▶ 2020年 05月12日	第2020018号
▶ 2020年 05月17日	第2020019号
▶ 2020年 05月25日	第2020020号
▶ 2020年 05月30日	第2020021号

Japan Business Servicesグループで、2020年05月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速達」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「西部大開発に係る企業所得税政策の継続に関する公告」(財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会公告[2020]23号) (“23号公告”)

### 概要

2020年4月14日に開催された国務院常務会議において、西部地区にある国家奨励類産業の企業に15%の軽減税率を適用し、企業所得税を徴収する政策を継続することが決定された。これを受けて、財政部、国家税務総局及び国家発展改革委員会は2020年4月23日付で23号公告を公布した。

23号公告の主な内容は次の通りである。

**優遇税率：**2021年1月1日から2030年12月31日までの期間において、西部地区<sup>1)</sup>に設立された奨励類産業の企業(即ち、「西部地区の奨励類産業目録」(“目録”))に定められた産業を主要業務とし、かつ主要業務収入が総収入の60%以上を占める企業)には、15%の軽減税率を適用する。

政策の適用要件が緩和され、奨励類産業の主要業務収入が総収入に占める割合が、従来の70%以上から60%以上に引き下げられた。

**「目録」：**現行の「目録」は国家発展改革委員会令[2014]15号により公布されたものである。「目録」が23号公告の適用期間中に改訂された場合、改訂版の施行日より当該改訂版が適用される。

**優遇税率の適用：**税務機関が事後管理において、企業の主要業務が奨励類産業に属するか否かを正しく判断できない場合、国家発展改革委員会等の関連部門の意見を求めることができる。

「改正後の『企業所得税の優遇政策事項の処理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2018]23号) (“税総23号公告”)によると、適用要件を満たした企業は、予定納税を行うときから優遇政策の適用を受けることができ、所轄税務機関で届出手続きを行う必要はない。ただし、所轄税務機関による審査に備え、優遇政策の適用に関する資料を保存する必要がある。(税総23号公告については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年5月号を参照。)

企業が優遇政策の適用要件を満たしていないことを所轄税務機関が発見した場合、「租税徴収管理法」及び関連規定に基づき、税金及び滞納金(適用される場合)の追納を求める。企業が虚偽申告に関わった場合は、「租税徴収管理法」に基づき相応の処理が行われる。

23号公告は2021年1月1日より施行され、現行の「西部大開発戦略の実施に係る租税政策問題に関する通知」(財税[2011]58号) (“58号通達”)、<sup>2)</sup>「贛州市における西部大開発の租税政策の実施に関する問題についての通知」(財税[2013]4号) (“4号通達”)における企業所得税政策の規定は同日より適用が停止される。

<sup>1)</sup>23号公告でいう西部地区には、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘粛省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵団が含まれる。湖南省湘西トゥチヤ族ミャオ族自治州、湖北省恩施トゥチヤ族ミャオ族自治州、吉林省延辺朝鮮族自治州と江西省贛州市は、23号公告に準じた企業所得税政策を実施することができる。

23号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202004/t20200426\\_3504576.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202004/t20200426_3504576.htm)

4月14日の常務会議に関する公式報道の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/premier/2020-04/14/content\\_5502345.htm](http://www.gov.cn/premier/2020-04/14/content_5502345.htm)

「目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201411/20141100800705.shtml>

税総23号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3429104/content.html>

58号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812156/n812474/c1186395/content.html>

4号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1144399/content.html>

- ▶ 「公益性寄付金の損金算入に関する事項についての公告」(財政部、国家税務総局、民政部公告[2020]27号) (“27号公告”)

## 概要

「中華人民共和國企業所得税法」及び同実施条例、「中華人民共和國個人所得税法」及び同実施条例を着実に実施するため、財政部、国家税務総局及び民政部は2020年5月13日付で27号公告を公布し、公益性寄付金の損金算入に関する事項について明らかにした。

27号公告の主な要点は次の通りである。

- ▶ 企業または個人が公益性社会団体、県レベル以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じて、法律規定に合致する公益慈善事業に用いる寄付金を支出する場合、税法に基づき課税所得を計算する際に控除することができる。
- ▶ 民政部門で登記する慈善団体及びその他の社会団体が公益性寄付金の損金算入に係る資格を取得するためには、27号公告に規定する条件を満たさなければならない。当該資格は全国で3年間有効である。
- ▶ 公益性社会団体、県レベル以上の人民政府及びその部門等の国家機関は寄付金を受領する際に、行政管理レベルに応じて、専用の寄付金証憑を発行しなければならない。企業または個人は、適格の公益性寄付金支出を損金算入する際、調査に備えて、関連証憑を保存しなければならない。
- ▶ 27号公告によれば、公益性社会団体、県レベル以上の人民政府及びその部門等の国家機関が受け入れた貨幣性資産による寄付は、実際に受け取った金額をもって寄付金額を認識する。非貨幣性資産による寄付は、その公正価値をもって寄付金額を認識する。寄付者は非貨幣性資産の公正価値を明記した証明を提供しなければならない。当該証明を提供できない場合、寄付を受けた者は寄付者に寄付金証憑を発行してはならない。即ち、寄付者は当該寄付金を損金算入できない。

27号公告では、公益慈善事業及び公益性社会団体の定義、及び公益性社会団体の認定に関するその他の事項についても規定している。

27号公告は2020年1月1日より施行される。「公益性寄付金の損金算入に関する問題についての通知」(財税[2008]160号) (“160号通達”)、「公益性寄付金の損金算入に関する問題についての補充通知」(財税[2010]45号) (“45号通達”)及び「公益性寄付金の損金算入に係る資格の認定、審査に関する調整事項についての通知」(財税[2015]141号) (“141号通達”)は同時に廃止された。

27号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/21/content\\_5513474.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/21/content_5513474.htm)

160号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfgk/qysds/201305/t403398.html>

45号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812161/n812554/c1085118/content.html>

141号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2001026/content.html>

## 商務法規

- ▶ 「『中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおける国際的に一流のビジネス環境整備の全面的深化に関する実施方案』の公布に関する通知」(滬自貿臨管委[2020]143号) (“143号通知”)

## 概要

中央及び上海市政府のビジネス環境整備の要求に応え、国際的なビジネス環境を作り出し、臨港新エリアのコア競争力を持続的に向上させるために、中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア管理委員会は、「中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおける国際的に一流のビジネス環境整備の全面的深化に関する実施方案」 (“方案”)を公布した。



「方案」は、国際的に認められた競争力の最も高い自由貿易園区及び最も高い水準の国際経済貿易協定をベンチマークとし、3年間かけて臨港新エリアを、全市で最も優れた、全国で最も模範的な効果を有する、世界的に大きな影響力のあるビジネス環境の整った地域とすることを目標としている。

### ビジネス環境のイノベーション

- ▶ ビジネス主体登録の確認制度を試行し、企業設立の簡素化した登録を実現する。
- ▶ 国際化した法務サービスを刷新し、国際的なビジネス紛争の順調な解決を実現する。
- ▶ 国際化した人材サービスを刷新し、人材の就業の利便化、効率化を実現する。
- ▶ 国際化したクロスボーダー貿易サービスを刷新し、国際貿易の高度な自由化、利便化を実現する。
- ▶ クロスボーダー金融商品及びサービスを刷新し、オンショア業務とオフショア業務の統合的発展を実現する。
- ▶ 国際化した租税サービスを刷新し、新エリアにおける企業の税費負担の軽減を実現する。
- ▶ 国際化したイノベーション・起業サービスを刷新し、イノベーション・起業、技術取引の良好な環境を実現する。
- ▶ アクセサリーサービス刷新し、インフラ建設への迅速なアクセスを実現する。
- ▶ “一网通办”（ワンストップオンライン行政サービスプラットフォーム）を深化させ、行政サービスの活性化、効率向上を推進する。

### ビジネス環境のインフラ整備の全面的な実施

- ▶ 企業の参入障壁を低くする。企業の資金調達の高利便性の向上、人的資源サービス業の加速的発展の推進、市場参入ネガティブリスト制度の実施の推進等を含む。
- ▶ 事務処理手続きを最適化し、企業の事務処理効率を向上させ、“証照分離”改革の推進を加速させる。
- ▶ 企業の稼働効率を高める。クロスボーダー貿易に係る費用低減・スピードアップ改革の深化、契約履行の最適化、公平・公正な市場モニタリングシステムの整備等を含む。

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<https://www.lgxc.gov.cn/contents/25/25442.html>

- ▶ 「海外機関投資家の国内証券先物投資資金管理規定」(中国人民銀行、国家外貨管理局公告[2020]2号) (“2号公告”)

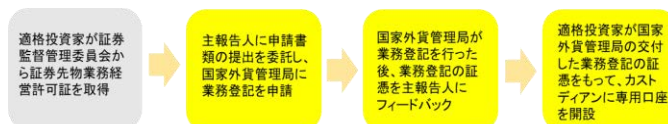
### 概要

中国人民銀行及び国家外貨管理局は2019年12月に「海外機関投資家の国内証券投資資金管理規定(意見募集稿)」(“意見募集稿”)を公表した後、2020年5月7日付の2号公告により、「海外機関投資家の国内証券先物投資資金管理規定」(“管理規定”)を正式に公布した。

「管理規定」の主な内容は次の通りである。

### 適格海外機関投資家(QFII)及び人民元適格海外機関投資家(RQFII) (“適格投資家”)の登記管理

「管理規定」によれば、国家外貨管理局は適格投資家の国内証券先物投資資金に対し、登記管理を実施する。具体的な手順は次の通りである。



国家外貨管理局は2019年9月に適格投資家による投資限度額の規制を撤廃したため、適格投資家は登記手続きを完了すれば、投資に用いる資金を国内へ送金することができる。(国家外貨管理局が2019年9月10日付で公布した公告を参照)。申請書類である「海外機関投資家登記表」にも投資限度に関する情報は含まれていない。

### 為替管理

上記の通り、適格投資家は自らの選択によって資金を送金し、国内で証券先物投資を行うことができる。また、「管理規定」によると、適格投資家は送金通貨を自ら選択することができる。資金の入金後、カストディアンは投資に必要な外貨資金を直接決済し、外貨専用口座に対応する人民元専用預金口座に振り込むことができる。

適格投資家がすでに実現した累計収益を送金する必要がある場合、カストディアンは適格投資家の申請書または指図書、適格投資家が発行した、中国国内の関連税法、法規に基づき税金費用を完納したことを承諾する旨の承諾書等をもって、適格投資家のために関連資金の送金手続きを行うことができる。適格投資家が清算(商品清算を含む)する場合を除き、中国の登録会計士が発行した投資収益に係る特別監査報告書、税務届出表(適用される場合)等を提出する必要はない。

## 留意すべきその他の事項

- ▶ 「管理規定」によれば、適格投資家は2社以上のカストディアンに委託することができる。
- ▶ 適格投資家は資格を有するカストディアンまたは国内の金融機関を通じて、デリバティブ取引を行うことができる。ただし、ヘッジ目的に限られる。
- ▶ カストディアンは適格投資家のために資金送金を扱う際、その真実性とコンプライアンスの審査をしなければならない。

「管理規定」は2020年6月6日に発効し、「人民元適格海外機関投資家の国内証券投資管理に関する問題についての通知」(銀発[2018]157号) (“157号通達”)、「適格海外機関投資家の国内証券投資外貨管理規定」(国家外貨管理局公告[2018]1号) (“1号公告”)、「適格機関投資家のデータ報告方式の調整に関する通知」(滙発[2015]45号) (“45号通達”)に代わるものとなる。

その他のクロスボーダー資金に関する管理規定と「管理規定」が一致していない場合、「管理規定」を基準とする。

「管理規定」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/07/content\\_5509577.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/07/content_5509577.htm)

2019年9月10日付の国家外貨管理局の公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://m.safe.gov.cn/safe/2019/0910/14035.html>

157号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<https://www.safe.gov.cn/guangdong/2018/0619/1128.html>

1号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://m.safe.gov.cn/safe/2018/0612/9320.html>

45号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<https://www.safe.gov.cn/safe/2015/1211/6837.html>

「意見募集稿」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://m.safe.gov.cn/safe/2019/1213/14887.html>

- ▶ 「金融による広東・香港・マカオ大湾区の建設の支援に関する意見」(銀発[2020]95号) (“95号通達”)

## 概要

「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」(“綱要”)の公布を受け、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会及び国家外貨管理局は2020年4月24日付で95号通達を公布し、クロスボーダー貿易と投融資の利便化の促進、金融業の対外開放の拡大、金融市場及び金融インフラの相互接続の促進、クロスボーダー金融リスクの防止に関わる26の措置を提起した。

95号通達の主な内容は次の通りである。

## クロスボーダー貿易と投融資の利便化の促進

- ▶ 広東・香港・マカオ大湾区内(“グレーターベイエリア内”)の中国本土<sup>1)</sup>にある銀行が、条件を満たす企業のために貿易収支業務を取り扱う際、より利便的な措置を適用し、クロスボーダー人民元業務のフローをさらに簡素化することを支持する。
- ▶ 市場購買貿易、越境EC等の貿易の新業態に従事するグレーターベイエリア内の中国本土の居住者は、業務に必要な手続きを完了した後、グレーターベイエリア内の中国本土の銀行に個人の外貨決済口座を開設し、関連証憑をもって外貨の決済、購入を行うことができる。
- ▶ プライベート・エクイティ・ファンドのクロスボーダー投資の試験を実施する。香港・マカオの機関投資家が適格海外有限責任組合(QFLP)を通じて、グレーターベイエリア内の中国本土のプライベート・エクイティ・ファンド及びベンチャーキャピタル企業(ファンド)に投資することを認める。適格国内有限責任組合(QDLP)と適格国内機関投資家(QDIE)の試験を着実に推進し、中国本土のプライベート・エクイティ・ファンドによる海外投資を支持する。上述したQFLP、QDLP/QDIEの試験に対し、マクロプルーデンス管理を実施する。
- ▶ グレーターベイエリア内の中国本土の居住者が香港・マカオの銀行を通じて、香港・マカオの銀行が販売する理財商品を購入すること、香港・マカオの居住者がグレーターベイエリア内の中国本土の銀行を通じて、中国本土の銀行が販売する理財商品を購入することを支持する。

- ▶ グレーターベイエリア内の中国本土において、人民元と外貨を統合したクロスボーダーキャッシュプーリングの試験を実施する。多国籍企業グループの国内外のメンバー間における人民元と外貨の資金過不足の調整と集約の一層の利便化を図り、ニーズに応じたキャッシュプーリング内での人民元と外貨の両替を実現し、クロスボーダーキャッシュプーリングに対し、マクロプルーデンス管理を実施する。
- ▶ 銀行保険監督管理機関の規定及び現行の外貨管理政策に合致する保険業務について、グレーターベイエリア内の中国本土の銀行が、香港・マカオ地域の保険商品を購入した中国本土の居住者のために賠償、更新、解約等に係るクロスボーダー資金為替サービスを提供する際の一層の利便化を図る。

## 金融業の対外開放の拡大

### 銀行業

- ▶ 各種の適格の香港・マカオの銀行が法人機構、支社機構、専門経営機構(例えば、クレジットカードセンター、マイクロクレジットセンター)等を新設する方式により、グレーターベイエリア内において業務の拡大を図ることを支持する。
- ▶ 商業銀行がグレーターベイエリア内の中国本土において、外資持株比率の上限を設けない金融資産投資会社及び理財会社を発起設立することを支持する。

### 証券業

- ▶ グレーターベイエリア内の中国本土において、法に基づき外資支配の証券会社、ファンド管理会社、先物会社を設立することを支持する。
- ▶ 法に基づき合併証券業者の事業範囲を拡大する。

### 保険業

- ▶ グレーターベイエリア内の中国本土において、外資支配の生命保険会社、及び外資保険グループ、再保険機関、保険代理及び保険評価会社を設立することを支持する。
- ▶ 適格の保険機関が深圳前海、広州南沙、珠海横琴に経営機関を設立することを支持する。

## 金融市場及び金融インフラの相互接続

- ▶ 香港・マカオでのオフショア人民元業務の発展を支持し、香港のグローバルオフショア人民元業務のハブ機能を強化する。
- ▶ 広州先物取引所の設立を検討する。

<sup>1</sup> グレーターベイエリア内の中国本土には、広東省広州市、深圳市、珠海市、仏山市、恵州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市を含む。

95号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2020/0514/16195.html>

「綱要」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2019-02/18/content\\_5366593.htm#1](http://www.gov.cn/zhengce/2019-02/18/content_5366593.htm#1)

## ▶ 2020年政府活動報告

### 概要

2020年5月22日、国務院の李克強総理は第13期全国人民代表大会第3回会議で、2019年の政府活動の回顧を含む政府活動報告(“「2020年報告」”)を行った。新型コロナウイルス感染症による世界経済貿易への影響等の不確定要因があるため、「2020年報告」では今年度の経済成長率に関する具体的な目標に言及しなかった。

「2020年報告」の主な税務、商務に関する内容は次の通りである。

**増値税税率:** 2019年の政府活動報告(“「2019年報告」”)で、増値税税率が13%、9%及び6%の3段階に調整されたのに続き、「2020年報告」でも、増値税税率をさらに引き下げることが示された。

**防疫に関する優遇政策:** 「2020年報告」によると、2020年6月末までの適用とされていた次の減税・費用軽減政策は、2020年末まで適用期限が延長される。

- ▶ 中小企業の養老保険料、失業保険料及び労災保険料の会社負担部分の免除
- ▶ 公共交通運輸、飲食・ホテル、旅行・娯楽、文化・体育等のサービスに係る増値税の免除
- ▶ 小型企業、個人経営者の所得税納付を一律に来年まで猶予する
- ▶ 民航発展基金、港建設費の減免

対外開放の継続に関する措置:

<p>対外貿易の安定化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 貸付の拡大</li> <li>▶ 輸出取引信用保険のカバレッジの拡大</li> <li>▶ 輸出入コンプライアンスコストの引下げ</li> <li>▶ 輸出商品の国内販売への転換の支援</li> <li>▶ 越境EC等の新業態の発展の加速、国際貨物運送能力の向上</li> <li>▶ 新しいサービス貿易の革新的発展の試験の推進</li> <li>▶ 第3回輸入博覧会の開催により、輸入を積極的に拡大し、より高水準の世界に向けた巨大市場を発展させる</li> </ul>
<p>外商投資の安定化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外資参入ネガティブリストの大幅な削減</li> <li>▶ クロスボーダーサービス貿易のネガティブリストの実行</li> <li>▶ 自由貿易試験区へのより大きな改革開放の自主権の付与</li> <li>▶ 海南自由貿易港の建設の加速</li> <li>▶ 中西部地域における新たな自由貿易試験区、総合保税区の設置</li> <li>▶ サービス業の開放拡大に係る総合的試験の追加</li> </ul>
<p>貿易・投資の自由化及び利便化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 多国間貿易体制の維持</li> <li>▶ 世界貿易機関(WTO)の改革への関与</li> <li>▶ 地域包括的経済連携協定(RCEP)の締結推進</li> <li>▶ 中日韓の間の自由貿易交渉の推進</li> <li>▶ 第1段階の米中経済貿易協定の共同実行</li> </ul>

そのほか、「2020年報告」には、企業安定化のための金融支援策の強化に関する内容(例えば、小型企業の元利返済猶予政策の2021年3月末までの期限延長)も含まれる。

慣例に従い、財政部、国家税務総局及びその他の関連部門は、「2020年報告」で提起された措置について明確化するための一連の税務、商務法規を公布するものと見込まれる。

「2020年報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/2020-05/22/c\\_1126018545.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/2020-05/22/c_1126018545.htm)

「2019年報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-03/05/content\\_5370734.htm](http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-03/05/content_5370734.htm)



## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ **北京**

**堀尾 成宏**  
監査  
+86 10 5815 4050  
naruhiro.horio@cn.ey.com

**鍋島 正知**  
監査  
+86 10 5815 4253  
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

**上村 希世子**  
税務・移転価格  
+86 10 5815 2289  
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ **大連**

**秋山 大輔**  
監査  
+86 411 8252 8999  
daisuke.akiyama@cn.ey.com

▶ **上海**

**高橋 臣一**  
監査  
+86 21 2228 2740  
shinichi.takahashi@cn.ey.com

**八幡 正博**  
監査  
+86 21 2228 4652  
masahiro.yawata1@cn.ey.com

**佐藤 勝俊**  
監査  
+86 21 2228 9579  
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

**星野 友子**  
監査  
+86 21 2228 5958  
tomoko.hoshino@cn.ey.com

**山村 亮**  
監査  
+86 21 2228 3239  
ryo.yamamura1@cn.ey.com

**江 海峰**

金融  
+86 21 2228 2963  
alex.jiang@cn.ey.com

**石川 翔太**

金融  
+86 21 2228 4006  
shota.ishikawa@cn.ey.com

**三宅 亜紀子**

Forensics  
+86 21 2228 5688  
akiko.a.miyake@cn.ey.com

**坂出 加奈**

税務・移転価格  
+86 21 2228 2289  
kana.sakaide@cn.ey.com

**小島 圭介**

税務  
+86 21 2228 2854  
keisuke.kojima@cn.ey.com

**万 家駿**

法務  
+86 21 2228 8374  
jiajun.wan@chenandco.com

**久保田 順一**

TAS  
+86 21 2228 4749  
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ **広州**

**長内 幸浩**

監査  
+86 20 2881 2675  
yukihiro.osanai@cn.ey.com

**梁 晔**

監査  
+86 20 2838 1043  
ye.liang@cn.ey.com

▶ **深圳**

**小島 慎一**  
監査  
+86 755 2502 5463  
shinichi.kojima1@cn.ey.com

▶ **香港**

**重富 由香**  
監査  
+852 2629 3907  
yuka.shigetomi@hk.ey.com

**柿本 啓太**

監査  
+852 2846 9005  
keita.kakimoto2@hk.ey.com

**塚原 俊郎**

監査  
+852 3471 2751  
toshio.tsukahara@hk.ey.com

**吉田 薫**

監査  
+852 2629 3909  
kaori.yoshida@hk.ey.com

**徳山 勇樹**

監査  
+852 37585988  
yuki.tokuyama@hk.ey.com



▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03010619

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

